

問 2－18 新規性喪失の例外証明書の援用

（１）新規性喪失の例外証明書を援用して提出したいと思います。新規性喪失の例外証明書提出書の記載はどのようにするのですか。（特・実・意）

（２）国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合、後の出願の願書に新規性喪失の例外証明書を援用する旨の表示をしなくても、先の出願について提出した新規性喪失の例外証明書が後の出願においても提出されたものとみなされますか。（特・実）

答：

（１）他の事件について提出した証明書であってその内容が同一の場合は、その旨を申し出れば当該証明書を援用することができます（特施規10条2項）。

記載例（証明書を援用する新規性喪失の例外証明書提出書）

【提出物件の目録】

【物件名】 新規性喪失の例外証明書 1

【援用の表示】 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

（２）後の出願の願書に援用する旨の表示をしなければ、先の出願について提出された新規性喪失の例外証明書が後の出願においても提出されたものとはみなされません。国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合において、先の出願について提出した新規性喪失の例外証明書と変更がない場合には、これを援用する旨を願書に表示して提出を省略することができます（特施規31条1項）。

記載例（新規性喪失の例外証明書の提出を省略する願書）

【提出物件の目録】

【物件名】 新規性喪失の例外証明書 1

【援用の表示】 変更を要しないため省略する。